

グローバル人材育成の推進に関する

政策評価書

( 要 旨 )

平成29年7月

総 務 省



## 目 次

第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点	1
4 政策効果の把握の手法	1
5 調査対象機関等	2
6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
第2 政策の概要	3
1 政策の背景	3
2 第2期教育振興基本計画	3
(1) グローバル人材育成に関する施策及び関連事業	3
(2) グローバル人材育成に関する成果指標	8
3 グローバル人材育成に関連する予算の推移	9
第3 政策効果の把握の結果	13
1 グローバル人材育成に関する施策の全体評価	13
2 グローバル人材の確保状況等に関する企業の意識調査	14
3 グローバル人材育成に関する個別の施策・事務事業の実施状況	15
(1) 日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進	15
ア 日本人大学生等の海外留学の促進	15
(ア) 日本人大学生等の海外留学の状況	15
(イ) スーパーグローバル大学等事業採択大学における海外留学の状況	16
(ウ) その他（「日本人学生留学状況調査」(JASSO)における日本人留学生の把握方法	17
イ 外国人留学生の受入促進	17
(ア) 外国人留学生の状況	17
(イ) スーパーグローバル大学等事業採択大学における外国人留学生の状況	17
(ウ) その他（留学生交流事業による広報、情報提供等の状況）	18
(2) 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化及び国際化のための取組への支援	19
ア 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化	19
(ア) 成果指標の達成状況	19
(イ) GGJ採択大学における英語をはじめとする外国語教育の強化の取組状況	20
イ 大学における国際化のための取組への支援	20
(ア) 成果指標の達成状況	20

(イ) G G J 採択大学における国際化のための取組状況	21
(3) 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化	22
ア 生徒の英語力の向上	22
(ア) 生徒の英語力の状況	22
(イ) 生徒の英語力の向上に関する取組状況	23
イ 英語教員の英語力の向上	24
(ア) 英語教員の英語力の状況	24
(イ) 英語教員の英語力の向上に関する取組状況	25
(4) 高校生等の留学生交流・国際交流及び高校の国際化の推進	26
ア 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進	26
イ スーパーグローバルハイスクールの創設	27
第4 評価の結果及び勧告	28
1 評価の結果	28
2 勧告	35

## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき策定された「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）におけるグローバル人材育成の推進に資する関連施策等を評価の対象とした。

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務・外務・経済産業等担当）  
平成27年12月から29年7月まで

### 3 評価の観点

本政策評価は、「第2期教育振興基本計画」により取り組まれているグローバル人材育成の推進に資する関連施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

## 4 政策効果の把握の手法

### (1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等からグローバル人材育成に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や関連施策・事業の効果を把握・分析した。

### (2) 実地調査の実施

関係省、教育委員会、小学校、中学校、高等学校及び大学を対象に、グローバル人材育成の推進に関する取組状況、英語をはじめとする外国語教育の実施状況、日本人学生の海外留学促進や外国人留学生の受入促進に関する取組状況、大学等の国際化に関する取組状況等について実地調査を行い、事務事業の実施状況や効果等を把握・分析した。

### (3) 意識調査の実施

海外事業に必要な人材の確保状況、新卒採用者のグローバル人材としての評価、企業が大学に求める取組など、企業における海外事業に必要な人材の確保の実情等を把握するため、「海外進出企業総覧会社別編2015年刊」（株式会社東洋経済新報社）に掲載された全ての海外進出企業（海外の現地法人に出資している日本側出資企業）4,932社を対象に意識調査を実施した。

表 意識調査の概要

調査方法	調査期間	対象者数	回答数	回答率
実地調査（任意抽出）	平成28年5～7月	68	68	100%
WEBによるオンライン調査	平成28年7月	4,864	912	18.8%
合 計		4,932	980	19.9%

## 5 調査対象機関等

### (1) 調査対象機関

文部科学省、外務省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、公立小学校、公立中学校、公立高等学校、国立・公立・私立大学（スーパーグローバル大学等事業採択大学）、海外進出企業

## 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成27年11月17日 政策評価計画
- ② 平成28年11月29日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyokashingikai\\_n/hyokashingikai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html)）

## 7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 行政事業レビューシート（文部科学省、外務省）
- ② 学生支援に関する各種調査（独立行政法人日本学生支援機構）
- ③ 英語教育実施状況調査（文部科学省）
- ④ 学校基本調査（文部科学省）
- ⑤ 高等学校等における国際交流等の状況調査（文部科学省）
- ⑥ 海外進出企業CD-ROM2015年度版（株式会社東洋経済新報社）

## 第2 政策の概要

### 1 政策の背景

少子化・高齢化が進行し、生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくことなどが求められている。

このような中、平成25年度から29年度までの5年間の計画期間とする「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定。以下「第2期計画」という。）においては、社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である社会を生き抜く力を誰もが身に付けられるようにするとともに、特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材やグローバル社会において各分野を牽引できるような人材など、未来への飛躍を実現する人材を養成することとされている。

### 2 第2期教育振興基本計画

第2期計画においては、未来への飛躍を実現する人材を養成するため、①優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供、②大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の推進、③外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化の三つの基本施策が掲げられている。

このうち、③のグローバル人材育成に向けた取組の強化については、基本的考え方として、i) 日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である、ii) 英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組への支援、国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させるとされている。

#### (1) グローバル人材育成に関する施策及び関連事業

第2期計画では、グローバル人材育成に関する施策（主な取組）として、①英語をはじめとする外国語教育の強化、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、③高校・大学等の国際化のための取組への支援、④国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化が掲げられており、それぞれ関連する主な事業（平成27年度）は、図表1のとおり、全て文部科学省の事業である。

図表1 第2期計画におけるグローバル人材育成に関する施策及び主な関連事業  
(文部科学省)

施策	関連事業 (平成27年度)	事業の概要
英語をはじめとする外国語教育の強化	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 (文部科学省)	<p>日本再興戦略等の提言を踏まえた下記の具体的な取組を通じて、小・中・高等学校における英語教育等の次期学習指導要領の改訂に向けて、初等中等教育段階における英語教育全体の強化を図る。</p> <p>① 英語教育強化地域拠点事業 小学校英語の早期化・教科化・教員の英語指導力向上の取組、中・高等学校における英語教育の内容の高度化などの先進的な取組を支援するとともに、今後の検討にいかす。</p> <p>② 外国語活動・外国語教育の教材整備等 平成23年度から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施において必要な教材整備と、次期学習指導要領改訂(2018年度先行実施、2020年度全面実施)も見据え、外国語活動教材の開発・整備を図る。</p> <p>③ 外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業 事業開始の平成26年度以降、5年間程度をかけ、小学校中核教員、中・高等学校の英語担当教員の全員を対象とした研修を支援する。 併せて、中・高等学校の英語教育について、「英語教育改善プラン」策定・公表後のフォローアップを行う。</p> <p>④ 外部試験団体と連携した英語力調査事業 外部試験実施団体と連携し、生徒等の英語力を把握分析・検証するとともに、教員の指導改善にいかすためのフィージビリティ調査を実施する(平成26年度及び27年度は高校3年生、平成27年度及び28年度は中学3年生)。</p>
	国際バカロレアの推進 (文部科学省)	<p>世界で活躍できるグローバルリーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する上で有益なプログラムである国際バカロレアについて、国際バカロレア機構との協力の下、特に高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム(DP)」の一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入等を行うとともに、その普及・拡大に向け、シンポジウム等により情報発信を行う。</p>

高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	<p>大学等の海外留学支援制度の拡充等 (文部科学省)</p>	<p>(大学等の海外留学支援制度) 海外に派遣される日本人学生及び我が国に受け入れる短期留学生に対して、独立行政法人日本学生支援機構を通じて奨学金を支給する。</p> <p>① 長期派遣 (1年以上) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、「修士」又は「博士」の学位取得を目指し、1年以上の期間留学する者</p> <p>② 短期派遣 (1年以内) 日本の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国(地域)の高等教育機関等に1年以内の期間留学する者</p> <p>③ 短期受入 (1年以内) 諸外国(地域)の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の高等教育機関に1年以内の期間留学する者</p> <p>(注)平成27年度から名称変更:長期派遣→大学院学位取得型、短期派遣→協定派遣、短期受入→協定受入</p>
		<p>(日本人の海外留学促進事業)</p> <p>① 大学、企業等と連携した留学情報の収集及び提供を実施する。</p> <p>② 日本人学生、若手社会人及び外国人留学生が交流する機会を提供する。</p>
	<p>優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ (文部科学省)</p>	<p>(国費外国人留学生制度) 関係省庁と連携し、諸外国の優秀な人材を国費外国人留学生として受入れ、高度人材の養成を行い、我が国のグローバル化、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、我が国の大学等の教育力・研究力の強化及び国際的知的貢献を図る。</p> <p>本事業では、国費外国人留学生に対し奨学金等を給付するとともに、授業料等は国立大学及び高等専門学校については不徴収、公私立学校については文部科学省又は大学負担としている。</p> <p>(住環境・就職支援等受入れ環境の充実)</p> <p>① 大学等における外国人留学生に対する住環境支援等の生活支援、日本人学生との交流支援、日本国内での就職支援等の優れた取組を支援することで、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生の日本留学を増加させる。</p> <p>② 事業成果や取組内容について、事業実施大学以外の大学等と共有し、優れた取組を全国に広める。</p>

		<p>(留学コーディネーター配置事業)</p> <p>① 重点地域ごとに日本留学の司令塔となる留学コーディネーターを配置する。</p> <p>② 在外公館や我が国の政府機関の海外事務所、各大学が設置する海外拠点との連携・協力をを行う。</p> <p>③ 現地の大学、高等学校等とのネットワークを構築する。</p>
	<p>社会総がかりで行う高校生留学促進事業 (文部科学省)</p>	<p>地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加を対象に、都道府県を通じて留学経費の支援を行う(対象となる留学は、原則2週間以上1年未満で、学校単位での応募)。</p> <p>併せて、海外留学への機運を高めさせる取組として、留学経験者や海外勤務者等を高等学校等へ派遣して体験講話する取組や留学フェア等を開催する都道府県に支援する。</p> <p>また、海外で日本語を専攻している外国人高校生を6週間程度招致して、日本の高等学校に体験入学させて交流する取組を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じて実施する。</p>
<p>高校・大学等の国際化のための取組への支援</p>	<p>スーパーグローバルハイスクール (文部科学省)</p>	<p>国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等をスーパーグローバルハイスクールに指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。</p>
	<p>スーパーグローバル大学等事業 (文部科学省)</p>	<p>本事業は、「スーパーグローバル大学創成支援」及び「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」で構成されている。</p> <p>① 「スーパーグローバル大学創成支援」 我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的として、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進め、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、重点支援を行う。</p> <p>② 「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」 経済社会の発展に資することを目的として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を徹底的に強化し推進する組織的な教育体制整備の支援を行う。</p>

	大学の世界展開力強化事業（文部科学省）	国ごとの高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援することにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進する。
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	大学の世界展開力強化事業（文部科学省）（再掲）	（同上）

（注）1 当省の調査結果による。

2 関連事業については、グローバル人材育成に関連する事業のうち、主なものを掲載した。

3 スーパーグローバル大学等事業は、施策「高校・大学等の国際化のための取組への支援」以外の施策「英語をはじめとする外国語教育の強化」、「高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進」及び「国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化」にも関連する。

また、第2期計画に基づく関連事業以外に、グローバル人材育成に資する関連事業として、図表2のとおり、生徒の英語力の向上に資するものとして「語学指導等を行う外国青年招致事業（外務省）」、「留学生30万人計画」（平成20年7月文部科学省ほか関係5省策定）に基づく外国人留学生数の増大に貢献することなどを事業目的としている「留学生交流事業（外務省）」をそれぞれ評価の対象とした。

図表2 グローバル人材育成に資する関連事業（外務省）

事業（平成27年度）	事業概要
語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）（外務省）	地方公共団体が、関係省（外務省、総務省、文部科学省）及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、外国語指導助手（小・中・高校等における語学指導等）、国際交流員（地方公共団体の国際交流担当部署における国際交流活動）及びスポーツ国際交流員（地方公共団体の関係部署等におけるスポーツを通じた国際交流活動）を招致する。 外務省は、在外公館を通じて、募集・広報、選考及び事前研修を実施するとともに、知日派、親日派であるJETAA（JETプログラムを終了した卒業生有志を中心に構成された親睦団体）による対日理解促進や草の根交流活動等に対し、支援を行う。
留学生交流事業（外務省）	① 諸外国国民に対する日本留学広報事業として、在外公館において、留学アドバイザーの配置、留学説明会の開催等を行う。 ② 優秀な国費外国人留学生の発掘のために、在外公館において、i) 国費留学生募集、ii) 選考作業、iii) 国費留学生の渡日前オリエンテーション・壮行会等を開催する。 ③ 帰国留学生支援として、在外公館において、i) 帰国留

	学生会組織化支援、ii) 帰国留学生会活動支援、iii) 留学成果報告会開催を行う。 ④ ホームページ（「日本留学総合ガイド」）を作成・運営し、多言語により、国費留学制度をはじめとする日本留学に必要な情報、帰国留学生会に関する情報等を提供する。
--	---

（注）当省の調査結果による。

## （2）グローバル人材育成に関する成果指標

第2期計画では、グローバル人材育成に関する成果指標として、①国際共通語としての英語力の向上、②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%、高等学校：75%）、③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加（平成32年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など）、④大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加、⑤大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加、⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加）が設定されており、グローバル人材育成に関する施策との関係については、図表3のとおりである。

図表3 第2期計画におけるグローバル人材育成に関する成果指標

施策	成果指標（関連KPI）
英語をはじめとする外国語教育の強化	平成29年度 （国際共通語としての英語力の向上） ① 中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合：50% ② 高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合：50% ③ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）の設定大学数の増加 ④ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生の増加 ⑤ 大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加 （英語教員に求められる英語力の目標） ⑥ 英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC730点程度以上の英語教員の割合：中学校50% ⑦ 英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC730点程度以上の英語教員の割合：高校75%

高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	平成32年を目途 (日本人海外留学生数を倍増) ① 大学等6万人→12万人 ② 高校3万人→6万人 ③ 外国人留学生数の増加(「留学生30万人計画」の実現)
高校・大学等の国際化のための取組への支援	平成29年度 ① 大学における外国人教員等(国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率の増加 ② 大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)の増加 ③ 4月以外で大学に入学した学生数の増加
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	未設定

(注) 第2期計画に基づき、当省が作成した。

### 3 グローバル人材育成に関連する予算の推移

前述の第2期計画で掲げられたグローバル人材育成に関する施策に関連する主な事業の予算額は、図表4のとおり推移しており、内数予算を除いた施策ごとの平成28年度予算額は、①英語をはじめとする外国語教育の強化が8.3億円、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進が350.6億円、③高校・大学等の国際化のための取組への支援が100.0億円となっている。

また、内数予算を除いた平成24年度以降の予算額全体の推移をみると、26年度の507.8億円をピークに予算額は減少しており、28年度は458.8億円となっている。

図表4 グローバル人材育成に関連する予算の推移(平成24年度～28年度)(文部科学省)  
(単位:億円)

施策	事業	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
英語をはじめとする外国語教育の強化	英語教育強化推進事業	-	1.8	-	-	-
	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業	-	-	5.7	7.1	7.4

	国際バカロレア 事業への拠出	-	0.6	0.7	0.8	0.9
	その他事業 (内数) (注5)	(15,575.5)	(14,878.9)	(15,331.9)	(15,295.6)	(15,285.6)
	合計	0	2.4	6.5	7.9	8.3
高校生・大学生等の留学生 交流・国際交 流の推進	高校生留学・交流 の推進	-	1.9	-	-	-
	社会総がかりで 行う高校生留学 促進事業	-	-	2.9	2.9	1.9
	留学生短期受入 れと日本人学生 の海外派遣を一 体とした交流事 業	53.2	52.2	-	-	-
	大学等の海外留 学支援制度	-	-	85.1	91.7	87.1
	日本人の海外留 学促進事業	-	-	0.8	0.8	0.8
	留学コーディネ ーター配置事業	-	-	0.9	1.2	1.2
	住環境・就職支援 等受入れ環境の 充実	-	-	-	0.6	0.6
	外国人留学生奨 学金制度の充実	260.3	257.1	242.4	232.9	233.0
	その他事業 (注6)	28.9	26.7	26.7	26.2	25.8
	その他事業 (内数) (注7)	(1.4)	(1.5)	(1.5)	(3.3)	(1.3)
	合計	342.4	338.2	358.8	356.2	350.6
高校・大学等 の国際化のた めの取組への 支援	グローバル人材 育成推進事業	50.0	45.0	-	-	-
	スーパーグロー バルハイスクー ル	-	-	8.1	10.5	10.5
	スーパーグロー バル大学等事業	-	-	99.0	86.8	71.8

	大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業	26.1	23.5	0.2	-	-
	大学の世界展開力強化事業	26.5	28.1	27.8	23.6	16.4
	その他事業 (注8)	2.1	1.7	7.5	7.5	1.3
	その他事業 (内数) (注9)	(5.6)	(11.7)	(27.7)	(28.6)	(31.7)
	合計	104.7	98.3	142.5	128.4	100.0
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	大学の世界展開力強化事業 (再掲)	(26.5)	(28.1)	(27.8)	(23.6)	(16.4)
	合計	0	0	0	0	0
合計		447.2	438.8	507.8	492.5	458.8

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「-」は当該年度に事業が実施されていないことを示す。

3 予算額は、小数第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも一致しない。

4 ( ) 書きは内数予算であり、その予算の内数として、グローバル人材育成関連の事項が含まれているものの、予算額の内訳が特定できないため、全体の予算額を記載した。

5 「その他事業 (内数)」には、義務教育費国庫負担金、大学教育再生加速プログラム及び国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進を含む。

6 「その他事業」には、日本学生支援機構運営費交付金 (留学生事業分)、留学生宿舍の確保、渡日前入学の推進等、日本留学情報発信機能の充実、外国政府派遣留学生の予備教育への協力等、専修学校留学生就職アシスト事業、留学生の就職支援、フォローアップ等の実施、留学生政策の推進及び留学生交流拠点整備事業などを含む。

7 「その他事業 (内数)」には、青少年の国際交流の推進及び青少年国際交流体験推進事業費補助を含む。

8 「その他事業」には、ユネスコ事業への協力 (うち、「ESDグローバル・アクション・プログラム (GAP) 信託基金」及び「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」) 及びスポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラムの一部 (スポーツ・アカデミー形成支援事業) を含む。

9 「その他事業 (内数)」には、成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進のほか、日本/ユネスコパートナーシップ事業、大学教育再生加速プログラム及びグローバル人材の育成に向けたESDの推進を含む。

また、第2期計画に基づく関連事業以外にグローバル人材育成に資する事業として評価対象とした、外務省の「語学指導等を行う外国青年招致事業」及び「留

学生交流事業」に係る予算額は、図表5のとおり推移しており、平成28年度予算額はそれぞれ1.3億円、0.9億円となっている。

図表5 グローバル人材育成に関連する予算の推移（平成24年度～28年度）（外務省）

（単位：億円）

事業	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
語学指導等を行う 外国青年招致事業 (注2)	1.0	1.0	1.1	1.3	1.3
留学生交流事業	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9

(注) 1 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成26年度までは、「語学指導等外国青年招致事業」として実施されていた。

### 第3 政策効果の把握の結果

#### 1 グローバル人材育成に関する施策の全体評価

グローバル人材（注）の育成については、第2期計画において、4つの施策と13の成果指標（関連KPI）が設定されている（(1)英語をはじめとする外国語教育の強化は7指標、(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進は3指標、(3)高校・大学等の国際化のための取組への支援は3指標、(4)国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化は指標なし）。

これら13の成果指標全体の達成状況をみると、目標の達成状況に係る評価が困難な1指標を除き、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが5指標、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、目標の達成が困難とみられるものが5指標となっている。

また、施策ごとの成果指標（目標値）の達成状況については、以下のとおりである。

（注） 「グローバル人材」とは、第2期計画において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、i) 豊かな語学力・コミュニケーション能力、ii) 主体性・積極性、iii) 異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材とされている。

- ① 英語をはじめとする外国語教育の強化については、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが2指標（「大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生数」、「大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学」）、目標の達成が困難とみられるものが4指標（「中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合」、「高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合」、「英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の中学英語教員の割合」、「英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の高校英語教員の割合」）、目標の達成状況に係る評価が困難なものが1指標（「大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）の設定大学数」）となっている。
- ② 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進については、目標の達成が困難とみられるものが1指標（「日本人海外留学者数（大学等）」）、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標（「日本人海外留学生数（高校）」、「外国人留学生数」）となっている。
- ③ 高校・大学等の国際化のための取組への支援については、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが3指標（「大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率」、「大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）」、「4月以外で大学に入学した学生数」）となっている。

## 2 グローバル人材の確保状況等に関する企業の意識調査

本政策評価では、第2期計画に基づき取り組まれている、グローバル人材育成に関する施策の効果を把握するため、グローバル人材の主要な需要者である海外進出企業4,932社（「海外進出企業総覧会社別編2015年刊」（株式会社東洋経済新報社）に掲載された全ての海外進出企業）を対象に、実際のグローバル人材の確保状況等に関する意識調査を実施した。

調査の有効回答数は980社（WEBによるオンライン調査912社、実地調査68社）となっており、調査結果の主な概要については、以下のとおりである。

### （グローバル人材の確保状況）

- ① 海外事業に必要な人材については、約7割の企業（690社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答しており、海外事業に必要な人材は依然として不足している状況となっている。
- ② 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）については、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が638社（65.1%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が584社（59.6%）、「国内の外国人」が364社（37.1%）、「海外の外国人」が315社（32.1%）などとなっている。

### （新卒採用者のグローバル人材としての評価）

- ③ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者については、約5割の企業（496社）がここ10年間で増加又はやや増加していると回答しているが、企業規模別（大企業677社、中小企業303社）（注）で見ると、大企業では、約6割の企業（406社）が増加又はやや増加していると回答しているのに対し、中小企業では、約3割の企業（90社）にとどまっている。
- ④ 「グローバル人材」の3要素別にみると、i）語学力・コミュニケーション能力については、約6割の企業（605社）が向上又はやや向上していると回答している一方、ii）異文化理解の精神については、約5割の企業（493社）、iii）主体性・積極性については、約3割の企業（319社）にとどまっており、相対的には、異文化理解の精神及び主体性・積極性について、より一層の向上が必要であることがうかがわれる。

なお、語学力・コミュニケーション能力については、大企業では約7割の企業（485社）が向上又はやや向上していると回答しているのに対し、中小企業では約4割の企業（120社）にとどまっている。

### （大学に求める取組内容）

- ⑤ 企業が「グローバル人材」の育成のために大学に求める取組（複数回答）については、「海外留学の促進」が487社（49.7%）と最も多く、次いで、「異文化理解に関する授業の拡充」が471社（48.1%）、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が456社（46.5%）、「英語授業の拡充」が416社（42.4%）、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が356社（36.3%）などとなっており、海外留学や語学力に関するものに限らず、異文化理解やディ

ベートに関するものなど多岐にわたっている。

- ⑥ 大学に各取組を求める理由として、i) 海外留学の促進については、異文化理解力や海外赴任にも耐え得る経験を積むには留学が最も適当である、ii) 異文化理解に関する授業については、現地の習慣、文化、価値観などを理解し、そこで活動できることが重要である、iii) ディベート等の対話型の授業については、企業が主体性や積極性を持つ人材を育てる上で重要であるなどの意見がみられた。

#### (理想的な留学期間)

- ⑦ 企業が大学に求める取組のうち最上位に挙げられている海外留学について、その理想的な留学期間に関する企業側の回答をみると、「1年以上」が462社(47.1%)と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が347社(35.4%)となっており、約8割の企業(809社)が6か月以上の長期間の留学期間が理想的であると回答している。
- ⑧ 1年以上の長期間の留学を求める理由としては、i) 語学力の習得のみならず、現地の国民性や異文化の理解、国際的な視野拡大を図るためには、最低でも1年の留学期間は必要である、ii) これまでの留学経験者の採用面接では、留学期間が長い者ほど、語学力はもちろんのこと、留学経験が業務に生かされていると感じる、iii) 1年以上の長期留学経験者は数週間の留学経験者と比べ、多様な価値観を受容するといった経験の幅に違いを感じるなどの意見がみられた。

(注) 本意識調査では、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における中小企業者の定義等を踏まえ、大企業は連結従業員数301人以上、中小企業は同300人以下の企業とした。

### 3 グローバル人材育成に関する個別の施策・事務事業の実施状況

#### (1) 日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進

##### ア 日本人大学生等の海外留学の促進

##### (ア) 日本人大学生等の海外留学の状況

大学等における日本人海外留学者数については、第2期計画において、2020年(平成32年)を目途に2012年(平成24年)の約6万人から12万人に倍増するとの成果指標を設定しているが、この日本人海外留学者数について、文部科学省は、OECD(経済協力開発機構)、ユネスコ、IIE(米国国際教育研究所)等の統計を基に集計したデータ(主に海外の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象)を使用しており、これによれば、2014年(平成26年)の日本人海外留学者数は5万3,197人と減少している。

他方、独立行政法人日本学生支援機構(以下「JASSO」という。)の「日本大学生留学状況調査」(日本の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象)によれば、上記のOECD、ユネスコ、IIE等の統

計におおむね含まれない日本の大学等に在籍している日本人海外留学生数は、近年大きく増加（平成 24 年度 6 万 5,373 人から 27 年度 8 万 4,456 人に増加）しており、特に 1 か月未満の短期留学の増加が顕著となっている。この結果、平成 27 年度の海外留学生数のうち、1 か月未満の留学生が 5 万 1,266 人と全体の 60.7%を占める状況となっている。

#### (イ) スーパーグローバル大学等事業採択大学における海外留学の状況 (海外留学の状況)

スーパーグローバル大学等事業採択 60 大学（以下「スーパーグローバル採択 60 大学」という。）における海外留学生数は、平成 24 年度の 2 万 7,643 人から 27 年度には 3 万 6,660 人と、9,017 人増加している。この増加のうち、86.0%（7,756 人）が 1 か月未満の短期留学であり、この結果、27 年度の海外留学生数のうち、1 か月未満の短期留学が 57.6%（2 万 1,117 人）を占める状況となっている。

#### (海外留学促進の取組と課題)

スーパーグローバル採択 60 大学から 39 大学を抽出し、公募要領で、日本人学生の海外留学促進の取組例として列挙された、i) 大学間交流協定の拡大、ii) 海外留学プログラムの開発、iii) 海外留学に対する周知・動機付け、iv) 英語などの外国語力の向上、v) 入学時期などの学事暦の柔軟化の各取組について、海外留学の促進に効果があった内容と課題を調査した。

上記の i)～v) の各取組において、効果があったものとしては、i) 国際会議への参加の機会の活用や協定候補校への個別訪問などにより、新規の協定締結の交渉を実施し（特に人気が高い北米等）、協定締結大学を拡大したこと、ii) 夏期、春期などの長期休暇を利用した短期留学プログラムの創設、iii) 各種留学イベントの開催、iv) 外国語授業数の増加と内容充実、v) セメスター制（2 学期制）やクォーター制（4 学期制）の導入などが挙げられた。

他方、課題としては、留学要件となる語学力の不足、日本と海外の大学との入学時期や学期制の違いのほか、海外での生活や留学先の治安に対する不安、生活費等の負担、就職活動や留年に対する影響などを考慮する必要があるとの指摘があった。

なお、5 大学を抽出し、その平成 27 年度の海外留学プログラムの留学期間及び募集人数をみると、大学主催のプログラムには募集期間が 1 年を超えるものはなく、5 大学の募集人数の総数 5,760 人のうち、65.1%の 3,752 人が 1 か月未満という状況にあった。

(ウ) その他(「日本人学生留学状況調査」(JASSO)における日本人留学生の把握方法)

国内の大学等に在籍する者の海外留学の状況については、JASSOが毎年度「日本人学生留学状況調査」により把握しているが、調査した大学における同調査に対する海外留学の報告状況をみると、記入要領が不明確となっていること等が原因となって、例えば、i) 国際会議、学会等に出席した場合、ii) 海外インターンシップ等に参加した場合等について、海外留学生として報告するか否かの取扱いが大学によって区々となっている例があった。

イ 外国人留学生の受入促進

(ア) 外国人留学生の状況

外国人留学生の受入れについては、第2期計画において、平成32年を目途に30万人の受入れを目指すとの成果指標を設定している。

外国人留学生数は、JASSOの「外国人留学生在籍状況調査」(5月1日時点)によれば、平成24年度の16万1,848人から28年度には23万9,287人と7万7,439人増加している。

増加した7万7,439人を在学段階別にみると、大学(短期大学を除く。)は平成24年度の10万8,915人から27年度の10万8,868人までは横ばいで、28年度は6,792人の増加に転じている。また、日本語教育機関は4万4,073人の増加(平成24年度2万4,092人、28年度6万8,165人)、専修学校(専門課程)は2万5,068人の増加(24年度2万5,167人、28年度5万235人)となっており、増加の約9割は日本語教育機関及び専修学校(専門課程)への留学という状況となっている。

他方、出身国・地域別にみると、増加の大半は、ベトナム(平成24年度6,108人、28年度5万3,807人(4万7,699人増))及びネパール(24年度3,601人、28年度1万9,471人(1万5,870人増))からの留学生となっており、中国からの留学生は2,920人減少(24年度10万1,403人、28年度9万8,483人)、韓国からの留学生も3,448人減少(24年度1万8,919人、28年度1万5,471人)している。こうした増減はあるものの、平成24年度から28年度まで、上位5つの国・地域(中国、ベトナム、ネパール、韓国及び台湾)で外国人留学生総数の約8割(28年度)を占め、かつ、中国が最も多い(約4割(28年度))状況に変わりはない。

(イ) スーパーグローバル大学等事業採択大学における外国人留学生の状況(外国人留学生の状況)

スーパーグローバル採択60大学における外国人留学生は、JASSO

○の「外国人留学生在籍状況調査」によれば、平成24年度の4万2,653人から毎年増加傾向にあり、28年度には5万451人と7,798人の増加となっている。このスーパーグローバル採択60大学における増加は、大学全体における外国人留学生の増加に大きく寄与している。また、増加した7,798人を出身国・地域別にみると、中国3,562人、インドネシア715人、ベトナム556人、台湾406人等となっている。

#### (外国人留学生受入促進の取組と課題)

スーパーグローバル採択60大学から39大学を抽出し、公募要領で、外国人留学生の受入促進の取組例として列挙された、i) 大学間交流協定に基づく短期受入プログラム等の創設、ii) 支援員の配置等の受入支援体制の強化、iii) 英語による授業のみで学位が取得できるコース等の開設、iv) 入学試験の見直しや入学時期等の学事暦の柔軟化、v) 奨学金、生活支援、入試、卒業要件等、全般にわたる留学情報の発信、広報活動の各取組について、外国人留学生の受入促進に効果があった内容と課題を調査した。

上記のi)～v)の各取組において、効果があったものとしては、i) 北米・欧州など日本への正規生としての留学希望者が少ない地域出身者向けの短期受入プログラムの創設、ii) チューター制度などによる外国人留学生の学修、生活及び就学にわたる支援・相談ができる体制の整備、iii) 英語のみで学位が取得できるコースの開設を含め、英語による授業の拡充、iv) 入学試験の出願要件の見直し（英語外部試験を課さない、書類選考のみにするなど）、v) 海外拠点（オフィス）を設置・拡大し、現地での留学説明会を開催、世界各国で開催される日本留学フェアへの参加、現地の高校、大学等への個別訪問などが挙げられた。

他方、課題としては、留学希望者が少ない北米や欧州からの受入れを増やすため、短期プログラムの拡充など留学期間を考慮した対応が必要、日本での生活面や将来の就職面での支援の充実、日本に興味・関心がある者を留学へと動機付けるため、英語による授業の拡充のほか、留学中の日常生活に支障がないよう、日本語教育の授業の充実が必要などの指摘があった。

#### (ウ) その他（留学生交流事業による広報、情報提供等の状況）

外務省は、我が国への外国人留学生数の増大、知日派・親日派の育成を目指すため、平成13年度から留学生交流事業を実施しており、その事業内容は、在外公館での広報活動（留学アドバイザーの設置、留学説明会の開催）、帰国留学生会に対する支援、ホームページ「日本留学総合ガイド」による情報提供などとなっている。

このうち、日本への留学に関する総合情報サイトであるホームページ「日本留学総合ガイド」における情報発信をみると、毎年掲載情報を更新することとしているものの、i) 掲載された情報のリンク先にアクセスできないものが多数みられるほか、ii) 掲載情報のリンク先とは異なる留学と無関係のサイトに接続されるものもみられるなどの不備がある。

## (2) 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化及び国際化のための取組への支援

### ア 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化

#### (ア) 成果指標の達成状況

大学における英語をはじめとする外国語教育の強化に関して、第2期計画においては、

- ① 卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加

を成果指標として設定している。

卒業時の英語力の到達目標を設定する大学について、文部科学省は、関連する指標として「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）において「英語について、TOEIC、TOEFL等外部試験のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学」を把握している。その結果をみると、平成24年度の262大学から、25年度は296大学と増加しているが、26年度は199大学に減少している。この減少した理由について、文部科学省は、平成26年度において実績値に係る調査方法が変更されており、正確な実績が把握されていない可能性があるとしている。

到達目標を満たす学生について、経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援（英語名「Go Global Japan Project」。以下「GGJ」という。）採択42大学における実績をみると、平成25年度の5,550人から27年度は7,443人に増加している。

また、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学について、文部科学省は、当該目標を設定する大学の数ではなく、GGJ採択42大学における単位取得を伴う海外留学経験者数の実績により把握しており、これによると、GGJ採択大学における単位取得を伴う海外留学経験者数は、平成24年度の7,090人から27年度は1万547人に増加している。

## (イ) GGJ採択大学における英語をはじめとする外国語教育の強化の取組状況

GGJ採択42大学から29大学を抽出し、公募要領で、外国語教育の強化に関して目標を設定することとされている、i) 卒業時に外国語力スタンダード(TOEFL iBT80点等)を満たしている学生数、ii) 卒業時において単位取得を伴う海外留学を経験している学生数の増加に向けた取組状況を調査した。

卒業時に外国語力スタンダード(TOEFL iBT80点等)を満たしている学生数については、平成26年度の実績で、29大学のうち14大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この14大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 学生の外国語習熟度に応じたレベル別の授業(7大学)、ii) 海外留学の準備や留学後の維持のための海外留学と外国語授業を組み合わせたプログラム(3大学)、iii) 一般科目に加え、専門科目における外国語のみの授業の増加(3大学)などを挙げていた。

なお、平成26年度の目標を達成していない15大学についても、12大学は実績が増加している。

また、卒業時において単位取得を伴う海外留学を経験している学生数については、平成26年度の実績で、29大学のうち18大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この18大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 多様な目的に応じた海外留学プログラムの増設(7大学)、ii) 大学間交流協定の拡大(7大学)、iii) 海外留学プログラムを必修化(3大学)、iv) 説明会の開催等、留学への動機付けに寄与する取組(3大学)などを挙げていた。

なお、平成26年度の目標を達成していない11大学についても、9大学は実績が増加している。

## イ 大学における国際化のための取組への支援

### (7) 成果指標の達成状況

大学における国際化のための取組に関して、第2期計画においては、

- ① 大学における外国人教員等(国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率の増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)の増加
- ③ 大学の入学時期の弾力化状況の改善(4月以外で大学に入学した学生数の増加)

を成果指標として設定している。

大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率については、GGJ採択42大学における実績により把握しており、その実績をみると、平成24年度22.3%から28年度31.6%に増加している。

また、大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）についても、GGJ採択42大学における実績（日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものは除く。）により把握しており、その実績をみると、平成24年度5.4%から27年度8.8%に増加している。

大学の入学時期の弾力化として、4月以外で大学に入学した学生数については、「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）によると、平成24年度8,195人から26年度8,878人に増加している。

#### (イ) GGJ採択大学における国際化のための取組状況

調査したGGJ採択29大学において、公募要領で、大学の国際化に関して目標を設定することとされている、i) 外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率、ii) 外国語による授業の実施率（日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものは除く。）の増加に向けた取組状況を調査した。

外国人教員等の全教員に占める比率については、平成27年度の実績で、22大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この22大学では、目標達成に効果的な取組として、i) ウェブ等を活用した国際公募（7大学）、ii) 日本人教員の海外教育研修派遣による1年以上の国外での教育研究の従事等（4大学）、iii) 国外の大学で学位を取得した等の日本人教員の採用（4大学）などを挙げている。

なお、平成27年度の目標を達成していない7大学についても、4大学は実績が増加している。

また、外国語による授業の実施率については、平成26年度の実績で、19大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この19大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 外国語だけで授業を実施するコースを大学院、学部を設置（8大学）、ii) 外国語で授業を実施できる外国人教員等の確保（4大学）などを挙げている。

なお、平成26年度の目標を達成していない10大学についても、6大学は実績が増加している。

### (3) 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化

#### ア 生徒の英語力の向上

##### (7) 生徒の英語力の状況

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、学習指導要領に基づき達成される英語力の目標である、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されている。

文部科学省の「英語教育実施状況調査」によると、中学3年生の英語力は平成24年度31.2%から28年度36.1%に、高校3年生の英語力も24年度31.0%から28年度36.4%に、それぞれ緩やかに上昇している。

生徒の英語力については、成果指標として設定された英検の該当級の取得者と、これに相当する英語力を有すると英語担当教員が判断する生徒（以下「相当者」という。）を含めることとされており、平成24年度から27年度までの取得者と相当者の比率をみると、おおむね中学校では1:1、高校では1:2の割合で推移している。

他方、平成27年度における取得者と相当者の比率を都道府県別に比較すると、中学生では、8:2から3:7、高校生では、6:4から2:8と、都道府県ごとにかかなりのバラつきがみられる。また、相当者の割合だけをみても、中学生では最高28.1%に対し最低は8.1%と20.0ポイントの開きがあり、高校生では最高36.3%に対し最低は10.6%と25.7ポイントの開きがある。

今回、中学校41校及び高等学校40校の計81校並びにこれらの学校を管轄する15都道府県教育委員会及び22市区町村教育委員会の計37教育委員会において、相当者の判定方法、判定状況等を調査したところ、相当者の統一的な判定方針を定めているものは2教育委員会のみで、残る35教育委員会は各学校（教員）の判断に一任している状況となっていた。

調査した81校における相当者の判定方法をみると、i) 英検の判定結果を活用して判定（1校）、ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用して判定（11校）、iii) 英検取得者との相対比較で判定（33校）、iv) 英検合格者と比較せず、例えば、定期試験における一定水準以上の得点等で判定（29校）などとなっていた。

また、相当者数の経年比較ができた54校の状況をみると、8割以上の学校（54校中46校、85.2%）で、対前年度比較で50%以上増減しており、その理由について、調査により確認できた15校では、担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更になったことによる意見（13校）が大半を占めていた。

文部科学省は、教育委員会を通じて学校に配布・活用を求めているC E F R判定表やCAN-DOリストを用いることにより、相当者の判定は可能としている。

しかし、調査した教育委員会からは、相当者の判定について、現行の英語力の目標設定は妥当とする意見（1教育委員会）がある一方、現行の英語力の目標設定は疑問がある（7教育委員会）、国による判定基準の策定を求める（12教育委員会）、相当者の判定の正確性を疑問視する（7教育委員会）などの意見がみられた。

また、調査した中学校・高等学校からも、現在の英語力の測定指標が英検の取得を前提としていることに関し、学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることへの違和感があるとする意見（1校）がみられるほか、相当者の判定については、英語教員の主観に判定が左右されることに疑問がある（7校）、相当者を判定する際に、4技能を正確に評価できているのか不安がある（6校）などの意見がみられた。

#### (イ) 生徒の英語力の向上に関する取組状況

調査した教育委員会及び中学校・高等学校においては、①生徒の英検の受験率向上や正確な英語力の把握、それによる学習意欲の向上等を目的とした英検受験料の補助、②ALTの活用やICT機器の活用、③小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業（文部科学省）などの取組を実施している。

#### (英検等の受験促進・支援)

生徒の外部検定試験については、文部科学省の事業において、一部、各検定機関により特別価格で受験できる制度があるが、国からの受験料の補助は実施されていない。

一方、調査した教育委員会の中には、i) 英検受験料を全額補助（3教育委員会）、ii) 英検受験料を一部補助（1教育委員会）、iii) 外部検定試験（英検I B A）の受験料を補助（4教育委員会）など、独自に、生徒が英検等を受験する際の受験料を補助している例がみられた。

調査した教育委員会からは、生徒の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語力の向上に効果があるとして、i) 国による受験料の補助を要望（17教育委員会）、ii) 特別価格による受験制度の継続・拡大を要望（3教育委員会）、iii) 受験機会の拡大を要望（2教育委員会）する意見がみられた。

### (A L Tの活用)

学習指導要領では、外国語の授業において、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深めるなどの指導体制等の工夫を求めており、小学校・中学校・高等学校に外国語指導助手（A L T）が配置されている。

調査した中学校・高等学校では、各校ともA L Tが配置されており、その効果について、i）生徒の学習意欲の向上に役立つ（33校：中学校16、高等学校17）、ii）生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ（28校：中学校15、高等学校13）、iii）4技能のバランスのよい指導に役立つ（24校：中学校10、高等学校14）などの意見がみられた。

### (I C T機器の活用)

I C T機器の活用状況としては、例えば、タブレット端末等のI C T機器を活用し、英語の授業を実施している例のほか、TV会議システムを活用して遠隔地のA L T等との交流授業を実施している例、インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例がみられた。

### (外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修)

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の英語コミュニケーション能力や英語指導力を目的とした研修の充実を図る「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を実施している。

当省が調査した教育委員会及び学校では、本事業について、生徒の英語力の向上にどの程度資するのかを具体的に分析しているところはないが、効果的と評価し（4教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を望む意見（4教育委員会、14校）もみられた。

なお、本事業を含む「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」については、文部科学省の平成28年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。

## イ 英語教員の英語力の向上

### (7) 英語教員の英語力の状況

英語教員に求められる英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%

とする成果指標が設定されている。

文部科学省の「英語教育実施状況調査」によると、中学校英語教員の英語力は平成24年度27.7%から28年度32.0%に、高等学校英語教員の英語力も24年度52.3%から28年度62.2%に、それぞれ緩やかに上昇している。

都道府県別の状況をみると、平成27年度で、中学校は最高51.7%に対し最低14.6%、高等学校は最高86.6%に対し最低39.2%となっており、目標を達成済みは、中学校で1都道府県、高等学校で6都道府県にとどまっている。

調査した教育委員会からは、英検等取得という国の目標に対して肯定的な意見(3教育委員会)がある一方で、グローバル人材育成の観点から英語教員に必要なものは「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であって、現在の英語力の成果指標は、教員に必要なものは英語力のみとの誤解を与える(9教育委員会)、外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要である(6教育委員会)などの意見がみられ、成果指標に対する教育現場の理解が十分得られていない状況がみられた。

また、英語教員の英語力の成果指標とされている英検の取得について、教員としてメリットがなければ資格を取得しないのではないかと、資格を取得することに対するインセンティブが必要ではないかなどの意見もみられた。

#### (イ) 英語教員の英語力の向上に関する取組状況

調査した37教育委員会では、教員の英語力向上のため、①教員の英検等の受験率向上のための受験料の補助や一定の英語力を有する教員確保のための特別選考制度、②「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」(文部科学省)による教員研修などの取組を実施している。

#### (英検等の受験促進、教員の特別選考)

英語教員の外部検定試験については、検定ごとに特別価格で受験できる制度があるが、国による直接的な受験料の補助は実施されていない。

また、文部科学省は、平成23年度に都道府県等教育委員会に対し、英語によるコミュニケーション能力(英検準1級、TOEFL iBT80点等、一定以上のスコアの所持など)を十分に考慮した採用選考の実施に努める通知を发出しており、平成27年度における教育委員会の取組をみると、i) 英語教科試験や英語教養試験の免除等、一部試験を免除する(19教育委員会)、ii) 一次専門試験の基礎点を加点するなどの加点措置を行う(16教育委員会)、iii) 二次試験の筆記試験をディスカッシ

ョンに変更するなどの特別の選考を行う（17 教育委員会）などの措置がとられている。

一方、調査した教育委員会の中には、i)「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、受験料の補助を実施又は実施予定とするもの（7 教育委員会）、ii) 独自の財源により、受験料を全額補助するもの（1 教育委員会）のほか、受験料補助は行わず、英検準 1 級等所定の資格を未取得の教員に対し、外部検定試験を受験させて、その結果を報告することを求めて取得率アップに取り組む例（1 教育委員会）もみられた。

調査した教育委員会からは、英語教員の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語教員の英語力向上に効果があるとして、補助の拡大や特別価格の受験制度の継続・拡大のための国の支援を要望する意見が多数みられた。

#### **（外部専門機関と連携した英語力向上事業による教員研修）**

文部科学省は、前述の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の指導力向上を目的とした「外部専門機関と連携した英語指導力向上等事業」を実施している。

本事業について、調査した教育委員会からは、本事業を効果的と評価し（12 教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見（9 教育委員会）もみられた。

### **（4） 高校生等の留学生交流・国際交流及び高校の国際化の推進**

#### **ア 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進**

高等学校等における海外留学生について、第 2 期計画では、2020 年（平成 32 年）を目途に、2011 年度（平成 23 年度）の 3 万人から 6 万人に倍増するとの成果指標が設定されている。

文部科学省は、「高等学校等における国際交流等の状況調査」（昭和 61 年度から隔年実施）によってその進捗状況を把握しており、これによると、平成 25 年度の実績は 4 万 2,049 人となっており、23 年度（3 万 3,210 人）と比べて増加している。

文部科学省は、国際的な視野を持たせるとともに海外留学への機運を高めさせ、高校生等の留学を推進する「社会総がかりで行う高校生留学促進事業」を平成 26 年度から実施している。

本事業は、留学経費の支援、元海外留学生による体験講話の機会の提供等を行うもので、毎年約 1,300 人（平成 26 年度 1,382 人、27 年度 1,319 人）が支援を受けて留学し、約 30 都道府県において留学フェア等が開催

されている（26年度29都道府県、27年度及び28年度各30都道府県）。

## イ スーパーグローバルハイスクールの創設

第2期計画において、「語学力とともに、幅広い教養や問題解決能力等の国際的素養を身につけさせる教育を行う新しいタイプの高校（スーパーグローバルハイスクール）を創設する」とされた。

これを受け、文部科学省は、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的として、平成26年度から、スーパーグローバルハイスクール事業を開始しており、26年度56校、27年度56校、28年度11校、計123校が指定されている。

平成28年度において、初年度（平成26年度）に指定された56校を対象とする中間評価が実施されており、その結果をみると、順調に成果を上げていると評価されているものが20校、一層の努力又は抜本的な見直しが必要なものが17校などとなっている。

## 第4 評価の結果及び勧告

### 1 評価の結果

#### (1) グローバル人材育成に関する施策の全体評価

グローバル人材の育成については、平成25年度から29年度までを計画期間とする第2期計画において、4つの施策と13の成果指標（関連KPI）が設定されている（①英語をはじめとする外国語教育の強化は7指標、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進は3指標、③高校・大学等の国際化のための取組への支援は3指標、④国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化は指標なし）。

これら13の成果指標全体の達成状況をみると、目標の達成状況に係る評価が困難な1指標を除き、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが5指標、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、目標の達成が困難とみられるものが5指標となっている。

また、施策ごとの成果指標（目標値）の達成状況については、英語をはじめとする外国語教育の強化（7指標）では、現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが2指標、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進（3指標）では、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、高校・大学等の国際化のための取組への支援（3指標）では、3指標全てが現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

このように、グローバル人材育成に関連する施策に係る成果指標については、一部において伸びが緩やかなものがみられるものの、全体として実績値は増加傾向にある。特に、教育課程の最終段階である大学に関連する成果指標は、目標期間終了前の現段階において目標の達成状況がおおむね順調であるものが多くなっている。

また、グローバル人材の主要な需要者である日本の海外進出企業に対して当省が実施した意識調査結果では、依然として多くの企業が海外事業に必要な人材の不足感を感じているものの、新卒採用者については、約半数の企業がここ10年間でグローバル人材に当てはまる者が増加傾向にあると認識している状況にある。

こうしたことを踏まえれば、グローバル人材育成に関する政策については、個別に改善すべき課題がみられるものの、一定程度の効果は発現しているものと認められる。

## (2) グローバル人材育成に関する個別の施策・事務事業の実施状況

### ア 日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進

#### (ア) 日本人大学生等の海外留学の促進

大学等における日本人海外留学者数については、第2期計画において、2020年（平成32年）を目途に2012年（平成24年）の約6万人から12万人に倍増するとの成果指標を設定している。この日本人海外留学者数について、文部科学省は、OECD、ユネスコ、IIE（米国国際教育研究所）等の統計を基に集計したデータ（主に海外の大学等に在籍している日本人留学生を対象）を使用しており、これによれば、2014年（平成26年）の日本人海外留学者数は5万3,197人と減少している。

他方、JASSOの「日本人学生留学状況調査」（日本の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象）によれば、上記のOECD、ユネスコ、IIE等の統計におおむね含まれない日本の大学等に在籍している日本人海外留学生数は、近年大きく増加（平成24年度6万5,373人から27年度8万4,456人に増加）しており、特に1か月未満の短期留学の増加が顕著となっている。この結果、平成27年度の海外留学生数のうち、1か月未満の留学生は5万1,266人と全体の60.7%、また、6か月未満では6万8,936人と全体の81.6%を占める状況にある。

日本の大学等に在籍している日本人の海外留学について、文部科学省は、スーパーグローバル大学等事業を展開しており、スーパーグローバル採択60大学において、①大学間交流協定の拡大、②海外留学プログラムの開発、③海外留学に対する周知・動機付け、④英語などの外国語力の向上、⑤入学時期などの学事暦の柔軟化など、日本人学生の海外留学の促進に取り組んでいる。この結果、スーパーグローバル採択60大学における海外留学生数は、平成24年度の2万7,643人から27年度には3万6,660人と、9,017人増加している。ただし、ここでも1か月未満の短期留学の増加が顕著であり、27年度の海外留学生数のうち、1か月未満の短期留学が57.6%（2万1,117人）を占める状況にある。

なお、平成27年度の海外留学プログラムの留学期間及び募集人数について、抽出調査した5大学の状況をみると、大学主催のプログラムには募集期間が1年を超えるものはなく、5大学の募集人数の総数5,760人のうち、65.1%の3,752人が1か月未満となっている。

このように、文部科学省は、現在、スーパーグローバル採択60大学を中心として、海外留学の促進に取り組む事業を展開し、スーパーグローバル採択60大学を含む大学全体としても海外留学は増加している状況にあるが、現在、成果指標の達成状況の把握に使用しているOECD、ユネスコ、IIE等のデータでは、近年大きく増加している日本の大学

等に在籍している日本人海外留学生の大半が含まれていない。

また、日本の大学等に在籍している日本人海外留学生は、1か月未満の留学生が約6割、6か月未満の留学生が約8割となっており、短期留学生が大半を占めている状況である。抽出調査した大学における平成27年度の海外留学プログラムの募集人数も、65.1%が1か月未満となっている。

一方、海外進出企業の意識調査によれば、約8割(1年以上が47.1%、6か月以上1年未満が35.4%)の企業が6か月以上の留学期間を理想的としており、1か月未満の留学が増加し全体の約6割を占めている現状と企業ニーズとの間にはミスマッチが存在している。

また、企業側からは、語学力を養い、海外の文化を理解し、多様な価値観を受容するための能力を養うためには、ある程度の留学期間が必要との意見が示されており、短期留学、特に1か月未満のような極めて短期の留学が、グローバル人材の3要素の向上に対してどのような効果を持つのか、十分検証される必要がある。

こうしたことを踏まえ、今後、グローバル人材の育成を推進する上で、短期留学を政策上どのように位置付けるかを明らかにする必要がある。

#### (イ) 外国人留学生の受入促進

##### (外国人留学生の状況)

外国人留学生については、第2期計画において、平成32年を目途に30万人の受入れを目指すとの成果指標が設定されており、JASSOの「外国人留学生在籍状況調査」によれば、外国人留学生数は、24年度の16万1,848人から28年度は23万9,287人と、全体としては一定程度増加しているものの、その増加傾向と目標年次(32年に30万人)から見ると、今後の推移を注視していく必要がある。

外国人留学生数を在学段階別にみると、増加の大半は、日本語教育機関及び専修学校(専門課程)への入学によるものとなっている。大学については、平成24年度の10万8,915人から27年度の10万8,868人までは横ばいで、28年度は約6,800人の増加に転じている。また、スーパーグローバル採択60大学では、平成24年度の4万2,653人から毎年増加傾向にあり、28年度には5万451人と7,798人の増加となっており、大学全体における外国人留学生の増加に大きく寄与している。

調査した大学では、大学間交流協定の締結・拡充、受入支援体制の強化など、外国人留学生の受入促進に取り組んでいるが、北米や欧州からの留学生を増加させるにはどうすればよいかといった多様な外国人留学生の確保などに苦心している状況のほか、日本での生活面や将来の就職面での支援、英語による授業の拡充、日本語教育の授業の充実といった

課題がみられた。

#### (留学生交流事業による広報、情報提供等の状況)

外務省は、我が国への外国人留学生数の増大、知日派・親日派の育成を目指すため、平成13年度から留学生交流事業を実施しており、その事業内容は、在外公館での広報活動（留学アドバイザーの設置、留学説明会の開催）、帰国留学生会に対する支援、ホームページ「日本留学総合ガイド」による情報提供などとなっている。

このうち、日本への留学に関する総合情報サイトであるホームページ「日本留学総合ガイド」については、毎年掲載情報を更新することとしているものの、i) 掲載された情報のリンク先にアクセスできないものが多数みられるほか、ii) 掲載情報のリンク先とは異なる留学と無関係のサイトに接続されるものもみられるなどの不備がみられる。

同ホームページは、日本留学に関する多言語による総合的な情報サイトであり、日本留学に関心のある外国人や日本に滞在中又は帰国後の外国人留学生のための重要な情報発信ツールの一つとして、掲載情報に適切にアクセスできるよう速やかに改善しておく必要がある。

### イ 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化及び国際化のための取組への支援

#### (ア) 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化

大学における英語をはじめとする外国語教育の強化に関して、第2期計画においては、

- ① 卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加

を成果指標として設定している。

大学卒業時の英語力の到達目標を設定する大学の数の増加という成果指標について、文部科学省は、関連する指標として「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）において「英語について、TOEIC、TOEFL等外部試験のスコア等を達成水準の1つとして設定している大学数」を把握しているが、正確な実績が把握されていない可能性があるとしているため、評価は困難である。また、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加については、大学数での実績把握とはなっていない。

他方、文部科学省がこれらの成果指標の実績把握に用いているGGJ採択42大学における状況をみると、大学卒業時の英語力の到達目標を満

たす学生数は、平成25年度の5,550人から27年度は7,443人に増加し、また、大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数は、24年度の7,090人から27年度は1万547人に増加している。

また、当省が調査したGGJ採択29大学では、これらの成果指標に関し、それぞれの大学で設定した目標を達成するための様々な取組が行われており、その結果、卒業時の英語力の到達目標を満たす学生については14大学で、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数については18大学で、それぞれ目標を達成又はおおむね達成しているとともに、目標を達成していない大学においても、ほとんどの大学で実績が増加している。

#### (イ) 大学における国際化のための取組への支援

大学における国際化のための取組に関して、第2期計画においては、

- ① 大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加
- ③ 大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で大学に入学した学生数の増加）

を成果指標として設定している。

大学における国際化に関する3つの成果指標は、以下のとおり、いずれも達成されている。

- ① 大学における外国人教員等の全教員に占める比率（GGJ採択42大学における実績）については、平成24年度の22.3%から28年度は31.6%に増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率（GGJ採択42大学における実績）については、24年度の5.4%から27年度は8.8%に増加
- ③ 4月以外で大学に入学した学生数については、平成24年度の8,195人から26年度は8,878人に増加

また、当省が調査したGGJ採択29大学では、上記①及び②の成果指標に関し、それぞれの大学で設定した目標を達成するための様々な取組が行われており、その結果、外国人教員等の全教員に占める比率については22大学で、大学における外国語による授業の実施率については19大学で、それぞれ目標を達成又はおおむね達成している。

## ウ 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化

### (7) 生徒の英語力の向上

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されており、文部科学省では、「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」、「英語教育強化地域拠点事業」等の取組を行っている。

しかしながら、生徒の英語力（英検等取得率）は中学生・高校生とも伸びは緩やかで、平成28年度時点でそれぞれ36.1%及び36.4%にとどまっており、現在のペースのままではいずれも目標の達成は極めて困難な状況となっている。

また、英検等の取得を基本とした成果指標が設定されているものの、英検の取得促進に係る支援施策は地方公共団体の自主的な取組に依拠している。

このほか、生徒の英語力の成果指標には英検取得者のほかに、英検取得者と同等の英語力を有するとされる「相当者」が含まれているが、その判定方法が教育現場に委ねられ、様々な基準によって判定されており、中には英語教員の交代等による大幅な増減が生ずるといった状況がみられるなど、成果の達成状況を的確に把握し、適切なPDCAを行っていく上で問題がある。

### (4) 英語教員の英語力の向上

英語教員の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%とする成果指標が設定されているが、中学校、高等学校ともに伸びは緩やかで、平成28年度時点で、中学校32.0%、高等学校62.2%にとどまっており、現在のペースのままではいずれも目標達成は極めて困難な状況となっている。

また、英語教員の英語力に係る成果指標が英検等取得者とされていることなどに対しては、教育現場において十分理解が得られていない状況となっている。

## エ 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進

### (7) 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進

高校生等の海外留学については、第2期計画において、平成32年を目途に6万人にするとの成果指標が設定されており、平成25年度の実績では

一定程度増加しているものの（23年度は3万3,210人で、25年度は4万2,049人と増加）、目標の達成時期を踏まえると、今後の推移を注視していく必要がある。

**(イ) スーパーグローバルハイスクールの創設**

スーパーグローバルハイスクール事業については、事業が開始されて間がなく、文部科学省において有識者による中間評価も行われているところであり、今後の取組とその進捗を注視していく必要がある。

## 2 勧告

### (1) 日本人大学生等の海外留学の促進

文部科学省は、今後必要とされるグローバル人材の育成を推進する観点から、短期留学の政策上の位置付けを明確にした上で、次期教育振興基本計画における海外留学の促進に係る成果指標を検討し、その結果を反映させる必要がある。

### (2) 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上

文部科学省は、次期教育振興基本計画における生徒の英語力強化のための成果指標の設定に当たっては、その達成のための有効な対策及びその達成状況を的確に把握するための措置（現在の「相当者」を含む目標を設定する場合には、統一的な判定方法を示すことを含む。）を講ずる必要がある。

### (3) 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上

文部科学省は、次期教育振興基本計画における英語教員に関する成果指標の設定に当たっては、教育現場の理解を得ながら、その達成のための有効な対策を講ずる必要がある。